

# 始まります!

## 申告相談

平成25年分の所得税と平成26年度分の市民税・県民税の申告相談が2月6日(木)から始まります。それぞれの地区指定日(Ⅲ、Ⅳページ記載)に正しく申告できるよう、このページを広報紙から抜いて保管し、記載事項をよく読んで準備をしてください。

### 住民税・所得税の主な改正

東日本大震災からの復興財源確保や地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用を確保するため臨時の税制上の措置がとられます。

#### ①住民税に関する適用期間

平成26年度～35年度までの10年間

※住民税の均等割の税率を県民税、市民税それぞれ年額500円が加算されます。

『改正前』 4,800円  
内訳 県民税1,800円、  
市民税3,000円  
『改正後』 5,800円  
内訳 県民税2,300円、  
市民税3,500円

②所得税に関する適用期間

平成25年～49年までの25年間

※所得税額の2・1%が復

興特別所得税として加算されます。

所得税の申告が必要な方

- ⑥公的年金収入が400万円を超えた方
- ⑦事業(自営業、農業、漁業、内職、検針等の受託)をしている方
- ⑧不動産収入(家賃、小作物、地代等)があった方
- ⑨土地や建物を売り、譲渡所得があつた方
- ※高速道路や国道・県道・市道等の用地として土地や建物を譲渡した場合、その所得には所得税がかからないことがあります
- ⑩給与所得者(パート・アルバイトを含む)で年末調整を済ませていない方
- ⑪給与所得者(パート・アルバイトを含む)で年末調整を済ませていない方
- ⑫給与所得者で給与以外に20万円を超える所得がある方
- ⑬2カ所以上から給与の支払いを受けている方で支たる給与以外に20万円を超える給与がある方
- ⑭年末調整済の給与以外に超える給与がある方
- ⑮所得控除(医療費控除等)税額控除(住宅借入金等特別控除等)の申告により還付を受ける方
- ※あくまでも一般的なケースを想定しております。
- ※不明な点がありましたら税務課(☎43・7505)までお問い合わせ願います。

### 住民税の申告が必要な方(①～⑨以外の方)

- ⑩給与所得者で給与以外に収入のある方
- ⑪公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外に収入がある方
- ⑫所得の有無にかかわらず次の方

### 申告相談時の注意点

◆確定申告書はパソコンを使用して印刷されますので、税務署から確定申告書が送付された方は「そのまま

まとめた帳簿類を作成し、その帳簿の内容を確認できる領収書等も持参してください。場合は申告を受け付けないこともあります。

◆会社を中途退職し、勤務期間中に給与から所得税が源泉徴収されていた方の場合、申告することで還付金を受取れることがあります。

◆申告をしない場合は、国民健康保険税の軽減を受けられない天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

◆事業所得のある方は收支をまとめた帳簿類を作成し、その帳簿の内容を確認できる領収書等も持参してください。場合は申告を受け付けないこともあります。

◆扶養親族の給与又は年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

◆おむつ使用證明書、ストマ用器具使用證明書、温泉療養證明書、運動療法実施證明書

◆おむつ使用證明書、ストマ用器具使用證明書、温泉療養證明書、運動療法実施證明書

◆扶養親族の給与又は年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

◆扶養親族の給与又は年金から天引きされている社会保